

(号室 様)

訪問介護サービス

重要事項説明書

〈令和6年4月1日現在〉

訪問介護サービスの提供にあたり、重要事項を以下の通り説明します。

1. 法人の概要

法人の名称	医療法人社団藤聖会
法人の所在地	富山県富山市八尾町福島7丁目4番地
代表者名	理事長 藤井 久丈
連絡先	Tel 076-461-7750 Fax 076-461-7755

2. ご利用事業所の概要

事業所の名称	訪問介護ステーションまめなけ
介護保険事業所番号	1670114725
事業所の所住地	富山県富山市八尾町福島7丁目4番地
連絡先	Tel 076-454-3923 Fax 076-454-3875
管理者の氏名	石庭 矢依子
サービスを提供する地域	富山市八尾町

3. ご利用事業所の職員体制

	職務の内容	常勤	非常勤	専任	兼務
管理者	業務の一元的な管理	1名	0名		○
サービス提供責任者	サービス提供の管理	2名	0名		○
訪問介護員	訪問介護の提供	5名	1名		○
事務員	事務全般	1名	0名		○

4. ご利用事業所の運営方針

- (1) 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

(2) 事業の実施に当たっては、指定訪問介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標達成するための具体的なサービスの内容を記載した訪問介護計画を作成する。

(3) 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目的を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

(4) 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5. サービスを提供する地域

通常の事業実施地域は富山市八尾町としますが、これ以外でもご希望の方はお問い合わせください。

6. 訪問介護サービスの内容

訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。具体的には、以下の区分に分けられます。

(1) 身体介護

- ①排泄介助 トイレ利用・ポータブルトイレ利用・おむつ交換
- ②食事介助
- ③特段の専門的配慮を持って行う調理（嚥下困難者のための流動食等の調理）
- ④清拭（全身清拭）
- ⑤部分浴 手浴及び足浴・洗髪
- ⑥全身浴
- ⑦洗面等
- ⑧身体整容
- ⑨更衣介助
- ⑩体位交換
- ⑪移乗・移動介助
- ⑫起床・就寝介助
- ⑬服薬介助
- ⑰自立支援の見守りの援助
 - ・利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）

- ・入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを
含む）
- ・ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時に介助）
- ・移動時、転倒しないように側について歩く（介護は必要な時だけで、事故がないように常に見
守る）
- ・車椅子での移乗介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助。
- ・洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防の
ための見守り・声かけを行う。
- ・認知症の高齢者の方と一緒に冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより生活歴の喚起を促す。

(2) 生活援助

- ①洗濯
- ②ベッドメイク
- ③衣類の整理・被服の補修
- ④一般的な調理、配下膳
- ⑤買い物、薬の受取り

7. ご利用の個人情報の取扱いについて

- ア. 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定し
た「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、
適切な取扱いに努めるものとします。
- イ. 事業所及び事業所の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た
利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ウ. また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- エ. 事業所は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者であ
る期間及び従業者でなくなつた後においても、その秘密を保持させます。
- オ. 事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の
個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限
り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

8. 事業所の情報開示について

ご利用及びご家族の要望があれば、事業計画の情報を開示いたします。また、インターネットを通し

て随時当事業所の方針を発信しています。

9. 利用料及びその他の費用

(1) 利用者負担金

介護給付サービスの適応がある場合は、介護保険負担割合証の負担割合に応じて、料金表のサービス費の負担割合相当額が利用者負担になります。ただし、介護保険の適応がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービスは、全額が利用者の負担になります。適用の場合でも、保険料の滞納などにより、保険給付が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、関係市町村の窓口へ提出いたしますと差額の払い戻しを受けることができます。

(2) 利用料・利用者負担額 別表 I に記載

(3) 自費料金

・ご利用者宅で、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話代、介護用品、衛生管理用品等の費用はご利用者の負担になります。

その他事業所で定めた自費サービスを特別に契約することも可能です。

10. 緊急時における対応方法

(1) 訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供を行っているときに利用者に病状、その他、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。

(2) 報告を受けた管理者は、訪問介護員等と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じ、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をする。

11. 事故発生時の対応

(1) 利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、地域支援包括センター、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存します。

(3) ステーションは、利用者に対する指定訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 相談窓口、苦情対応

☆サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所ご利用相談室 (月曜日から土曜日、 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)	訪問介護ステーションまめなけ 管理者 石庭 矢依子 TEL 076-454-3923
--	--

☆公的機関においても、苦情申し出ができます。

担当居宅ケアマネージャー	TEL
各市町村の介護保険担当窓口	富山市役所介護保険課 富山市新桜町 7-38 TEL 076-443-2041
富山県国民健康保険団体連合会	富山市下野宇豆田 995-3 県市町村会館 TEL 076-431-9827
富山県福祉サービス 運営適正化委員会	富山市安住町 5-21 社会福祉協議会内 TEL 076-432-3280

13. 提供するサービスの第三者評価の実地状況等

富山県福祉サービス第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし
その他機関による第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし

★ご利用にあたってのお願い

1. 保険証や医療受給者証を確認させていただきます。これらの書類について、内容の変更の生じた場合は必ずお知らせください。
2. やむを得ず訪問の予定を変更される場合には、必ず前日までに連絡をお願いします。
3. 契約書、重要事項説明書、同意書は重要な書類ですので大切に保管してください。

令和 年 月 日

契約の締結にあたり、上記を説明します。

〈事業所〉

住 所 富山県富山市八尾町福島7丁目42番地

事業所の名称 訪問介護ステーションまめなけ

代 表 者 名 理事長 藤井 久丈 印

説明者 _____ 印

上記の説明を受け、了承しました。

利用者 氏名 _____ 印

(代理人 氏名) _____ 印

(1) 訪問介護の利用料

◎ 訪問介護サービス利用単位		利用者負担額		
算定項目	算定内容	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護01(1)	20分未満の身体介護	163	326	489
身体介護1(2)	20分以上30分未満の身体介護	244	488	732
身体1生活1	+20分以上45分未満の生活援助	309	618	927
身体1生活2	+45分以上の生活援助	374	748	1122
身体介護2(3)	30分以上60分未満の身体介護	387	774	1161
身体2生活1	+20分以上45分未満の生活援助	452	904	1356
身体2生活2	+45分以上の生活援助	517	1034	1551
身体介護3(4)	1時間以上の身体介護(30分増すごと+82単位)	567	1134	1701
身体3生活1	+20分以上45分未満の生活援助	632	1264	1896
身体3生活2	+45分以上の生活援助	697	1394	2091
身体介護(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合 所要時間が20分から起算して25分増すごとに +65単位(195単位を限度とする)				
生活援助2	20分以上45分未満の生活援助	179	358	537
生活援助3	45分以上の生活援助	220	440	660

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	サービス提供責任者が、新規の利用者へサービス提供した場合(1月につき)	2,000円	200円	400円	600円
緊急時訪問介護加算	利用者や家族からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1回につき)	1,000円	100円	200円	300円
早朝・夜間・深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%			
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%			
中山間地域に居住する者へのサービス提供加算(*2)		上記基本利用料の5%			
特定事業所加算Ⅱ	上記金額の100分の10に相当する単位が加算されます				
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	上記金額に24.5%加算されます				

(*2) 支給限度額管理の対象外の算定項目

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算割合
同一建物減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 (サウスガーデン八尾に入居しておられる方)	10%

(※) 1回の訪問において身体介護及び生活援助が混在する訪問介護を行う必要がある場合

(注1) 「身体介護」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本料の2倍の額となります。

(注2) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注3) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注4) お客様のご都合により急なキャンセルの場合はキャンセル料をいただきます。

※お客様の病状の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

その際は至急ご連絡ください。

【基本利用料】

サービスの内容		基本利用料 (1か月あたり)	利用者負担額(1か月あたり)		
			1割負担	2割負担	3割負担
事業対象者 要支援1・2	訪問型独自サービスⅠ (週1回、1か月に 4,5回程度)	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
	訪問型独自サービスⅡ (週に2回、1か月に 8~10回程度)	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
事業対象者 要支援2	訪問型独自サービスⅢ (週2回以上)	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

【日割り計算】

途中で要支援から要介護になった場合や、途中でサービスが変更・中止となった場合（入所や入院等）などには、月額報酬部分での介護予防・日常生活支援総合事業は日割りで算定いたします。

サービスの内容	基本利用料 (1回あたり)	利用者負担額(1回あたり)		
		1割負担	2割負担	3割負担
標準的な内容の訪問型 サービスである場合	2,870円	287円	574円	861円
生活援助が中心である場合 所要時間20分以上45分未満	1,790円	179円	358円	537円
生活援助が中心である場合 所要時間45分以上	2,200円	220円	440円	660円
短時間の身体介護が中心である場合	1,630円	163円	326円	489円

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	サービス提供責任者が、新規の利用者へサービス提供した場合(1月につき)	2,000円	200円	400円	600円
介護職員等処遇 改善加算Ⅰ(*1)		上記基本利用料の24.5%			
中山間地域に居住する者へのサービス提供加算(*1)		上記基本利用料の5%			

(*1) 支給限度額管理の対象外の算定項目

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算割合
同一建物減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(サウスガーデン八尾に入居しておられる方)	10%